

令和7年度第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日 時 令和7年11月27日（木）午後1時30分から4時00分まで

2 会 場 千葉市役所高層棟 2階 X L会議室 201・202・203

3 出席者

＜第1部＞

【委員】 植草委員、伊藤（文）委員、井上委員、清水委員、高梨委員、
野口委員、初芝副会長、武井委員、藤田委員、山下会長、
眞智委員、駒野委員、岡本委員、久保田委員
※19人中14人の委員が出席

【事務局】 健康福祉部：白井部長

地域福祉課：中田課長、遠藤課長補佐、石川主査

地域包括ケア推進課：渡辺課長

健康推進課：亀井課長

高齢福祉課：和田課長

市民自治推進課：古屋課長

各区保健福祉センター 中央区：宮葉所長、花見川区：吉川所長、稲毛区：土谷所長
若葉区：風戸所長、緑区：鈴木所長、美浜区：内山所長

（関係者） ※千葉市社会福祉審議会条例第7条の規定による

千葉市社会福祉協議会：富田事務局長、土肥事務局次長、内山地域福祉推進課長

＜第2部＞

【委員】 植草委員、伊藤（文）委員、井上委員、清水委員、高梨委員、
野口委員、初芝副会長、武井委員、藤田委員、山下会長
※14人中10人の委員が出席

【事務局】 保健福祉局：横田次長

保護課：夏目課長補佐、林主査

※傍聴人：前半、後半ともに0人

4 議 題

＜第1部＞

（1）各区支え合いのまち推進計画の推進状況について＜報告事項＞

（2）次期地域福祉計画の方向性について＜審議事項＞

＜第2部＞

（3）千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の原案について＜審議事項＞

5 会議の概要

＜第1部＞

（1）各区支え合いのまち推進計画の推進状況について＜報告事項＞

事務局から資料1に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

（2）次期地域福祉計画の方向性について＜審議事項＞

事務局から資料2に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

＜第2部＞

（3）千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の原案について＜審議事項＞

事務局から資料3に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

6 会議経過

（1）開会

—第1部—

○事務局（地域福祉課・石川主査）

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第2回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします

はじめに、2点報告がございます。

1点目は、会議の成立と公開について、ご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となります。本日は、委員総数19人のうち14人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

2点目ですが、配付資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。事前にお送りしたものから変更されておりますのでご了承願います。配付資料につきましては、下部をご覧いただき、ご確認をお願い申し上げます。

なお、臨時委員の皆様におかれましては、資料2までとなっております。

資料につきましても、事前に送付させていただいたものから誤植等を若干修正しており、机上配付のものが正式なものとなります。

不足等がございましたら、事務局までお願ひいたします。

続きまして、本日の流れの説明をさせていただきます。

本日は報告事項が1件、審議事項が2件で、前半と後半の2部制とさせていただいており、前半65分、途中休憩10分を挟み、事務局が交代しまして、後半45分、全体でおおむね2時間程度、15時半の終了を見込んでおります。

前半の議題が終了後、臨時委員の皆様方におかれましては、休憩時間中にご退席いただきますが、引き続き、後半につきましても、傍聴いただくことが可能でございます。休憩時間中に、事務局よりお声がけさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会議の途中で、事務局職員の入れ替えをさせていただくため、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次第の2に入りたいと思います。開会にあたりまして、保健福祉局 健康福祉部長の白井よりご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○事務局（白井部長）

皆様、こんにちは。健康福祉部長の白井でございます。

本日は大変お忙しい中、当分科会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また日頃より市政各般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。いつも大変ありがとうございます。

本日の会議は、先ほど、司会よりご案内のとおり、2部構成で進めさせていただきます。

第1部では、各区における「支え合いのまち推進計画」の令和6年度の推進状況についてご報告いたします。また、8月に開催いたしました第1回分科会の議論を踏まえ、次期地域福祉計画の方向性についてご議論、ご審議をいただきたいと考えております。

第2部では、事務局職員を交替し、「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画」の原案についてご審議をいただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、第1部の議題でもあります次期地域福祉計画に関しましては、今回の分科会におきまして方向性を定めさせていただき、来年の3月に予定しております分科会では、計画の骨組みである骨子案を、また令和8年度には、計画骨子に肉付けをした計画の素案、その後に原案という形で、令和9年度からの次期計画に向けて順次中身を固めていきたいと考えておりますので、委員の皆様にご協力をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましては、それぞれご専門の立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

それでは、次第の3「議題」に入りたいと思います。ここからは、山下会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（3）議題

①各区支え合いのまち推進計画の推進状況について

○山下会長

それでは、次第に従いまして、これより「議題（1）各区支え合いのまち推進計画の推進状況について」に入らせていただきたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします

○事務局（地域福祉課・遠藤補佐）

地域福祉課の遠藤でございます。

私から、各区支え合いのまち推進計画の令和6年度の推進状況について、ご報告させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

お手元に、資料1をご用意ください。

市の取組みの部分については、前回8月の分科会でご説明させていただいたところですが、今回、地域の取組みの部分がまとまりましたので、ご報告をするものです。

なお、こちらの資料は、各区にて開催した区支え合いのまち推進協議会において承認されたものとなっております。資料はA3で100ページとなっておりますが、時間の都合もございますので、この場では、それぞれの区で取りまとめました【総括表】を用いまして、ご報告いたします。令和5年度までは、新型コロナウイルスの影響により地域活動が制限されていたため、目標を設定していない区もございましたが、中間見直し後となります令和6年度につきましては、全ての区において「重点取組項目」を設定し、評価しております。それに伴いまして、【総括表】の様式を統一し、「重点取組項目以外の項目」についても記載することで、包括的な報告となるよう努めました。なお、【個票】につきましては、区の負担を考慮し、重点取組項目以外の報告は任意としておりますことをご了承ください。

中央区

それでは、はじめに中央区でございます。1ページをご覧ください。

まず、資料の構成から説明させていただきます。ページの左側「基本方針別取組状況」についてですが、こちらは、各区で策定された基本方針ごとに「重点取組項目数」とその「達成状況」、さらに「重点取組項目以外の取組項目数」、「主な取組内容」を記載しております。

達成状況については、「○」は、目標以上のものが達成できた場合、「○」は、目標が概ね達成できた場合、「△」は、目標の一部が達成できた場合、「×」は、目標が全く又はほとんど達成できなかった場合の4段階で評価しております。

次に、この表の一番下の「今年度の振り返り」欄には、合計がそれぞれ記載されており、右側には総括が記載しております。中央区の状況でございますが、コロナ禍により縮小を余儀なくされていった地域の行事や活動が回復してきた状況であり、様々な取組みにより活動に参加する人たちも回復してきた年であったとされております。

次に、その下の「今後の課題と方針」としましては、活動再開が目立つ一方で、要介護度があるなどして参加しづらくなった高齢者が増えていることや、担い手不足等が深刻であり、新たな担い手の発掘や育成、そして地域の状況に合わせた活動が重要であるとしております。

次に、ページ右側の「区の地域福祉に関する紹介事例等」をご覧ください。東千葉地区部会エリアで開催された「地域支え合い活動」の取組みが紹介されております。住民同士のつながりを深め、いざという時に「助けて」と言い合える地域住民の”絆”づくりを目指して活動を行っているとのことです。

花見川区

続いて、花見川区でございます。42ページをご覧ください。

ページ左側の基本方針別取組状況の表の一番下「今年度の振り返り」欄に、休止していたお祭りが4年ぶりに開催されたこと、その一方で子どもの少ない地域で参加者が少ないと課題として挙げられております。

次に、「今後の課題と方針」として、地域福祉活動の担い手不足、自治会の弱体化の懸念に対し、地区部会や町内自治会に限らず、地域福祉活動の多様な主体と連携し、社会資源の活用と新規事業の掘り起こしに取組んでいくとのことです。

次に、ページ右側の「区の地域福祉に関する紹介事例等」としましては、次のページにかけて6つの事例が紹介されております。このうちの1つ、次ページ43ページの左側真ん中、「あんしんケアセンター幕張『たんぽぽ広場秋の収穫祭』」が紹介されております。こちらは、あんしんケアセンター幕張の取組みで、民生委員さんの協力を得て、地域にある広場の一角で高齢者の方々と園芸作業を行っているとのことです。高齢者と保育園児、また多世代交流の場として「収穫祭」を開催し、近隣の保育園児や地域住民の方々など、総勢100名以上の方々にご参加いただいたとのことです。

稲毛区

続いて、稲毛区でございます。56ページをご覧ください。

ページ左側「今年度の振り返り」欄には、コロナが5類に移行後、初めて年間を通して大きな制約なく活動を行うことができ、自粛を余儀なくされた活動の再開について、概ねどの地区も目標どおりに実施することが出来たとのことです。

次に、「今後の課題と方針」として、高齢化による担い手不足や、関係機関の連携に関する課題について、各エリアが検討を行い、活動維持について関係団体・期間が連携して取り組む必要があるとしています。

次に、ページ右側の「区の地域福祉に関する紹介事例等」としましては、コロナの影響により休止していた「ふれあい食事サービス」や「買い物支援事業」が再開されたことが紹介されてお

ります。

若葉区

続いて、若葉区でございます。68 ページをご覧ください。

「今年度の振り返り」欄には、重点取組項目については、令和5年度の中間見直し時に各地区部会エリアで作成した年次計画表を基に、概ね目標を達成され、また、共通の取組みに関しては推進協議会が中心となり推進されたとしております。

次に、「今後の課題と方針」としましては、地域住民への積極的な声掛けや広報手段の工夫により参加の促進を図っていくことで取組みの充実を目指すこと、高齢化が進む活動団体スタッフの若返りや担い手不足を解消するため、地域に出向く活動を通じた新たな人材発掘、活動団体同士の情報交換や交流を促進して地域全体の連携強化と支援の質の向上を図っていくことなどが挙げられております。

ページ右側の「区の地域福祉に関する紹介事例等」としましては、7つの事例を記載いただいております。一番下の事例「若葉区全体の統一した試み」について紹介しますと、推進協議会での好事例等の情報交換や、推進協議会メンバーである植草学園大学さんで、千葉大学教授による、推進協議会委員・地域福祉活動者・学生・一般市民を対象とした講演会を開催したことあります。

緑区

続いて、緑区でございます。82 ページをご覧ください。

「今年度の振り返り」欄には、コロナ禍が終わり地域活動を再開していく中で、e スポーツ等の新たな取組みにより活動の盛り上がりが見られたところもあるが、参加者が頭打ちになっている活動も見受けられたこと、また防災について、地域で継続して防災訓練や要支援者の救助等について検討を続けていく必要があるとしています。

「今後の課題と方針」としては、参加者を集めるために活動内容や宣伝方法を検討していく必要があること、また、どのエリアでも協力者の確保や若い世代の活動への取り込みが課題として挙げられ、若い世代や子育て世代に負担がかからないよう配慮しながら、互いに理解し合い、歩み寄る取組みを目指すとされております。

ページ右側の「区の地域福祉に関する紹介事例等」としましては、誉田町1丁目自治会とあんしんケアセンター誉田が連携して取組んだ「高齢者声掛け体験」の事例が紹介されております。参加者からは、「勉強になった」、「警察に連絡するハードルが下がった」など有意義であったとの声が寄せられたとのことであります。

美浜区

最後に、美浜区でございます。92 ページをご覧ください。

左下の「今年度の振り返り」欄には、重点取組項目を中心に、感染症対策を行いながら、地域活動や行事、イベントが活発に行われ、コロナ禍前の状態に戻ってきてていること。また、地域住

民の健康促進や地域活性化、住民同士の交流、安全・安心のまちづくりを充実させる活動に力を入れたとのことです。

「今後の課題と方針」としましては、美浜区特有の地域課題に対して、各エリアの重点取組項目を中心に活動を行い、「祭り」などのイベント実施により、多世代・新旧・外国人など、様々な住民の交流の場を作り、さらにそれを担い手として活動への取り込みを目指す旨記載されております。

次に、ページ右側の「区の地域福祉に関する紹介事例等」としましては、令和6年にオープンした「幕西 5656（ごろごろ）食堂」の事例が紹介されております。「食」を通じた地域の人々のつながりの場を作ることや欠食・孤食を防ぐことを目的として立ち上げられ、地域の様々な団体と協力して運営されており、そのボランティアスタッフとして中学生・高校生から高齢の方まで幅広い参加があるとのことです。子どもから大人まで、利用者・ボランティア共に老若男女を問わず楽しんで参加されているようです。

以上、簡単ではございますが、令和6年度中の区支え合いのまち推進計画の推進状況について、報告させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

挙手の上、発言をお願いします。

○武井委員

最初にご説明いただいた部分がよく聞こえなかったのですが、重点取組項目と重点取組項目以外の取組項目を見ますと、以前に重点取組項目以外の取組項目についても分かるようにしようという申し合わせで、資料には重点取組項目と重点取組項目以外の取組項目の両方を掲載していたと思いますが、今回、中央区以外が重点取組項目以外の取組項目を載せなくなつた理由を教えてください。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

総括表につきましては、重点取組項目以外の「取組項目数」や「重点取組項目以外の取組みも含めた主な取組内容」として記載しており、包括的な報告となるよう統一させていただきました。

個票につきましては、区の負担を考慮しまして、重点取組項目以外の取組みについての報告は任意とさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

○武井委員

こちらの分科会で、重点取組項目以外の取組みについても把握する必要があるので載せましょうということで、そういった資料を何度も作成してまいりました。それを辞めて、区に任せると

といったことはいつ決まったのでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

今回から辞めたわけではなく、これまでと考え方は変わっていないと認識しております。

○武井委員

すくなくともコロナ前までは、重点項目とそれ以外の項目についても分かるように、両項目を出していきましたが、それをいつどういうふうに変えたんでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

以前から変わってないという認識です。

○武井委員

この分科会において、重点項目以外についてもやはり知る必要があるんじやないかということで、非重点項目についても全部載せた資料を作って、何年かやってきたはずなんですね。コロナで状況が変わったのかもしれませんけれども、中央区は全ての項目について評価をしていますので、どうしてそんなに差が出ているのかお聞きしたいのですが。

○山下会長

私、会長に預からせていただきまして、コロナ前の記憶が不十分で、決議したかどうかの記憶がありませんが、後ほど、事務局にて議事録を確認してくださればよろしいかと思います。

本日は報告事項ということで、資料の感想やご質問を皆様にもお伺いしたいところです。膨大な量の資料で、議論された方も、作成された事務局も本当に大変な作業をされたところですが、この基本方針の部分について3つ挙げてる区と一番多くて7つ挙げてる区と、その記述についても、各区の自主性主体性を尊重しつつも、全体で見たときに、かなり大変な労力をかけているところと、状況に応じてできる限りのことをなさっているところがある。各区の特色に触れていただきつつも、全体で見ると、担い手や防災、まちづくりについて共通して課題として出されていて、特に「今後の課題と方針」については、次期の地域福祉計画の策定において大いに反映される内容となるでしょうし、「今年度の振り返り」については強く評価していく。項目数や数字上の評価というよりも、記述のところにもよく着目しながら、人口が多い地方自治体ですから、それをサポートする市の役割と、各区の主体的な取組みをどう促進させるか、各区の委員長の方のご意見をお伺いしながらとなると思いますが、この計画自体仕切り直しをしていくような時期に来たのかなと。中央区はすごく丁寧に作られているし、他の区もそれぞれの特色や特徴といったものを見出しながら、住民と住民の活動、住民と専門職の協働、住民の組織と専門職団体の協力といった地域福祉のつくり方や、その計画上の書き方を、各区のまちづくりの議論において、もう少し市レベルでサポート体制をつくっていくとか、共通的なものを総括的に見れるようにすると

か、そうしたことが必要かなと今回の資料で感じたところです。

それから市民の目線でみると、もう少し分かりやすく、1・2枚か、各区1枚にするとか。担い手不足の課題に対応するには、まずは分かりやすさなので、予算や政策的にはこうした資料は非常に役立つわけですが、市民向けの作り方を少し議論する必要がありそうかなというのが私の感想です。

藤田委員、うなずいてくださっていますが、何かご意見ございませんか。

○藤田委員

資料の見やすさについて山下会長がおっしゃいましたけども、若い世代は文字数の多いものを読む習慣もなかなかないですし、飛ばしてしまうところもあって、見やすさは結構大事だと思います。もう少し詳しく見たい方向けに、URLなどでご案内したらいいのかなと思いました。

先日、児童福祉の分科会に参加させていただいた際にもそういう話が出て、参加している方は事前に資料に目を通していても、事務局の説明についていくことでいっぱい、意見する時間がなかったりもするので、お手間をかけてしまいますが、この場でもスライドで見せていただくといったことがあってもいいのかなと思いました。

私は育成委員会の会長をしていますが、今回、育成委員会の所管課である健全育成課と地域の避難所運営委員会がコラボして防災訓練しました。今まで避難所運営委員会でやっていた時は、あまり地域住民が参加していなかったということで、委員の分かっている方同士で避難訓練をしていましたが、今回、青少年育成委員会の方で参加者を募ったところ、小さいお子さんを連れたご家族もいらっしゃって、今まであまり気づかなかったことに気づけたりとすごく良かった。青少年育成委員会のイベントも以前ほど参加者が多くない中で、これだけリアクションもあって、やりがいもあるというところで、お互いにウインウインですごくいいイベントだったなと思ったのですが、先ほど山下会長がおっしゃったように、色々な団体が連携することがすごく大事だなと思います。やはり1つの団体で担い手不足などに取り組むことは難しいので、コラボするといったことは今後すごく大事になっていくのかなと、限られたリソースの中でお互いに協力し合っていくことがすごく大事だなと改めて感じました。

○山下会長

他にござりますか。各区の委員長さん、いかがでしょう。

○眞智委員

これまで稲毛区しか見ていなかったものですから、中央区だけ40ページ以上あり本当に参考になるなと思って拝見させていただきましたが、確かに、色々な方が見る上ではメリハリに欠けるといいますか、少し比較しづらいのかなとも思います。区によって、また武井委員は臨時委員ではないので、そういう差が出ているのかなと思いますが、どちらが良いとか悪いとかではないような気がします。皆さんのが分かりやすい資料であれば、どちらでもいいのではないかと思いま

す。

○岡本委員

区の独自性や内容によってできるできないがありますので、区の特性に合わせてまとめていき、統一しなくてもいいのではないかと思います。先ほど会長がおっしゃったように、市民全体あるいは推進協議会で提示する際には、もう少し簡単にまとめられる方法を示していただければ大変ありがたいと思っております。

○駒野委員

総括表で各区の状況は把握できると思います。また、若葉区では10年前にトップを切っていた地区部会があり、地域ケア会議や見守り、支え合いなど全てを担っていましたが、10年経つと活動する方が80代になってしまい、少し縮小しなければいけないといった問題を抱えていたんです。そういう問題が総括表の中に入つていればすごく分かりやすいのではないかと思います。

○久保田委員

今後、我々が活動していく上で差し迫った問題として、担い手と高齢化が非常に緊急の課題で、どう解決していくかが一番大事だと思います。これからますます進んでいくと思いますので、この部分をどう解決していくかを見る形で、その取組みなどをまとめとして記載してもらうと非常に助かります。

○山下会長

各区の委員長さんから、ご意見、ご感想をいただいたところですが、他にございますか。

報告事項ということですが、数字的なアウトカムの評価もそうですけれど、この地域福祉計画は行政計画の中でも予算を投入してそれを達成すべき事業をどのぐらい展開したかということだけではなく、住民と専門職や様々な人が一緒になってまちをつくっていくというまちづくり計画の中の福祉分野であったり、見守りや助け合いといったものはしっかりと全市あまねく到達できるよう数値目標を作ったり、そして、困り事や不安な事を専門の相談機関で対応するだけではなく、地区部会の方の見守り活動の中に声をかけお話をしていくといったことも含めた相談活動を重視していくこと、さらに、最近フェーズレスという言葉も出ていますが、防災災害時の対応も重要であり、この地域福祉計画に盛り込まれる事項です。こういった様々なものが地域福祉計画に盛り込まれる中で、地域住民の方が自分たちの計画、自分達が作る計画だという意識の中で、次の計画に結びつくには、この数値目標といった分かりやすさの一方で、各区の推進協議会で、今年度の振り返りという4・5行をしっかりとまとめてくださったところに敬意を表して、その振り返りの内容と、今後の課題と方針は、その各区における、次の課題といったものを少し芽出ししてくださってる言葉でもございますから、全市的な計画と、各区でこれから作っていくものと、そうした関連性を意識して、この分科会では、しっかりと受け止めて、次期計画の策定の議論を

進めていただきたいと思っている、進行を改めて重責と担って意識したいと思ったところですが、報告は以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山下会長

ありがとうございました。

②次期地域福祉計画の方向性について

○山下会長

それでは、続きまして、「議題（2）地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体化に係る検討について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

地域福祉課の中田と申します。

次期地域福祉計画の方向性について、ご説明をさせていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

前回8月の分科会でもご説明をさせていただきましたが、その際にご意見をいただきまして、更に会議後にも意見書をいただきましたので、まずはその内容と、事務局の回答を説明させていただきまして、その後に追記、修正をしました方向性案について、あらためてご説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

いただいたご意見は4つに分類をしまして、概要を記載させていただいています。

なお、説明は割愛しますが、いただいた意見書の内容及び事務局の回答につきましては、参考1にまとめしておりますのでそちらもご参照ください。

まず（1）第1期計画の評価等に関するご意見についてですが、1つ目、第1期の計画では担い手不足への取組みについて

①社協地区部会の未設置地区解消の支援を行う。

②福祉活動を支える人材の育成を行う。

③地域福祉活動活性化のため情報収集・調査研究・提供を積極的に行う。

④地域福祉活動に必要な活動拠点を確保する。

等が市の取組項目とされました。

2つ目、これを第2期計画において大幅に変更した理由は何かというものです。

事務局の回答としましては、まず1点目として、第1期計画における取組みについて推進状況と振り返りを次のスライドにまとめています。当時の評価をしたかという記録は残っていませんでしたが、当時いただいたご意見などを基に課題や成果をまとめました。

2点目としては、各期の取組み項目は分科会の審議を経て決定しているため、取組項目は異なりますが、地域の取組みを支援する施策や地域福祉を推進するための基盤整備に関する施策を行うという考え方は変わっていません。

3点目として、次期計画の策定にあたっては、推進協議会などを通じて地域生活課題や地域活動の実施にあたっての課題などを把握し、市の取組みを検討していくとしています。

資料の5ページをご覧ください。

次に（2）地域活動の担い手に関するご意見ですが、

1点目は、NPO・ボランティア団体に期待しているようだが、主な担い手の表現を変えれば、それが可能になるとを考えているのかというものです。

2点目は担い手不足が課題となっていて人材不足で地域活動の進展が非常に難しい、といったご意見です。

事務局の回答としましては、次期計画においても、引き続き地区部会を中心として推進していただきたいと考えていること、ただ一方で、地域で活動される多様な主体を地域福祉活動に取り込んでいくための方策についても検討していくことを記載しています。

資料の6ページをご覧ください。

次に（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画（社協が定める計画）の一体化についてですが、

1点目が、「地域福祉の推進」という同じ目的でありながら、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の2つの計画が存在することは解りにくく、無駄だというものです。

2点目と3点目が、「地域福祉計画」を理念や仕組みを作る基本計画、「地域福祉活動計画」とそれを実行するための行動計画として、社協や生活支援コーディネーターが地域と連携して計画するというご意見、4点目は、社協が地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすということを明示してもよいのではというものです。

事務局の回答の前に、地域福祉計画と地域福祉活動計画について簡単に説明させていただきたいと思います。

資料2の参考2「地域福祉計画と地域福祉活動計画について」をご覧ください。

1ページ目ですが、まずは地域福祉計画については皆様ご存じのとおりですが、社会福祉法第107条の規定に基づく計画として平成18年度に第1期地域福祉計画が策定し、現在第5期計画期間中となっております。

区計画と市計画の位置付けや内容については下の表に記載のとおりです。

2ページ目の推進体制についてもご承知のとおりです。

3ページ目、地域福祉活動計画についてですが、社会福祉協議会が策定する計画として、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組が盛り込まれて民間の行動計画となります。千葉市社協では平成10年度に第1期地域風刺活動計画を策定し、現在は第7次計画期間中となっています。社協の自主性と公共性という特徴を活かして、地域課題の解決に向けて、コミュニケーションソーシャルワーク機能の強化を図り計画を推進しています。

4ページ目ですが、地域福祉活動計画の策定、推進状況については、社協に設置する「地域福祉活動計画推進委員会」において審議をしています。

5ページ目は両計画の関係性についてですが、計画の位置付けとしては連携・協働して進めるべきものであるということが言えます。

盛り込むべき事項ですが、地域福祉計画については、そちらの5つの項目が社会福祉法に規定されていまして、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」などとなります。

地域福祉活動計画につきましては、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」や「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」など、より具体的な内容となっています。

6ページと7ページは参考として、「地域生活課題とは」何かということと、他市の計画策定状況について掲載していますが、説明は割愛します。

資料2の6ページに戻りまして、事務局の回答としては、2つの計画は性格が異なる計画であると考えているが、同じ地域福祉の推進を目的とした計画であることから、一本にするということではありませんがより一体的な策定に向けて取り組むこと、社協との連携していくことを記載しています。

7ページをご覧ください。

次に（4）福祉活動推進員についてですが、地区部会の中でも中心的に動いている福祉活動推進員が「エリア内の取組み推進の中核」となることを表現してはどうかというものの、また研修のカリキュラムに、地域活動団体の概要を加えるとともに、「福祉活動推進員」の役割についても説明してはどうか、というものです。事務局の回答としては、計画の策定にあたって記載を検討すること、実施主体への共有などを記載しています。

9ページをご覧ください。

続いて次期計画の方向性案について説明します。

まず、現行計画の課題を3点あげています。言い回し等を一部修正しましたが、内容としては前回から変わっていません。

1つ目が地域の取組みの推進主体についてです。現在は地区部会を推進主体としていますが、地域によっては地区部会のみでは地域活動を網羅的に推進することが困難な実情を抱えているエリアも存在していると聞いています。下のイメージ図のように、様々な団体がその趣旨に賛同いただいて地区部会に参画している場合は、推進主体として理想的であると思いますが、必ずしもそうなってはいないというのが現状です。

10ページをご覧ください。

2つ目の課題としては、真ん中辺りになりますが、市計画、区計画、社協の計画の関連性に関するものでして、

- ・市計画は上位計画として内容を見直すべき
 - ・地域の取組みを下支えする市の取組みについて内容を精査するべき
 - ・地域の自主的な取組みを区計画として位置づけることの是非
 - ・社協が策定する地域福祉活動計画との関連性が分かりづらい
- といった意見があることから整理が必要な状況と考えています。

11 ページをご覧ください。

課題の3つ目としましては、評価の在り方についてで、市の取組みについては、目標や評価の妥当性や計画全体としての推進状況が分かりづらいといった意見、地域の取組みについては、また以降、地域の自主的・自発的な活動が評価対象に馴染まないといった意見があることから、検討が必要と考えています。

12 ページをご覧ください。

これらの課題を踏まえた次期計画の考え方ですが、

1点目が計画の構成についてでして、市計画、区計画の分けをなくし、一体的に策定するというもので、こちらは前回から変わっておりません。

具体的には2ポツ目ですが、多くの地域で実施されている取組みを「地域の取組み」としてまとめ、3ポツ目ですが、それを支える行政や市社協の施策を掲載するといったイメージになります。その他、5ポツ目ですが、千葉市の包括的支援体制の構築にかかる考え方や取組みを掲載していきます。

13 ページをご覧ください。

2点目が推進協議会の役割についてですが、こちらは少し追記をしています。

また以降の部分ですが、地域の課題の把握について、次期計画策定にあたってもその前提となるものなので、それについて協力をお願いしたいということを追記しました。推進協議会の役割としましては、推進協議会が地域づくりについて話し合う場ということ自体は今後も変わりません。また、計画に記載している地域の取組みを参考にしてそれぞれの活動を継続していただくという部分についてもこれまでと変わりません。

変わる部分としては、これまで区計画を策定いただき、それについて毎年度実績を評価していただいた部分となりまして、現在ご報告をいただいている推進状況のうち、評価や個別の取組み以外の地域活動における課題や、取組事例の部分については引き続き推進協議会にてご審議をいただき、分科会にご報告していただくことを考えております。

また、3ポツ目に記載をしていますが、現在の推進協議会の役割を否定するものではないため、現在の進め方を継続することも問題ない、としており、推進協議会の進め方につきましては、現在も各区で工夫をして行っていただいていると思いますが、その中で毎年度、推進状況について、所定の書式でご報告をいただいております。その分科会へのご報告につきまして、簡素化しまして、今の書式で言うと1枚目に総括表がありますが、そこに記載のある「今後の課題と方針」や「事例紹介等」といった部分についてのみ引き続きご報告をお願いしするイメージをしています。それ以外の部分（個別の取組みの報告や評価）については提出していただく必要はなくなるということです。

下に課題の把握と対応イメージを記載していますが、このように地域活動をしていただきまして、推進協議会において課題の共有や意見交換をしていただき、それを分科会に報告いただき、それを市の取組みや次期計画に反映していくような流れをイメージしています。

14 ページをご覧ください。

3点目が社協の地域福祉活動計画との一体的な策定についてです。

こちらについては、前回の分科会で意見をいただきまして、社協とも協議をして、追記したものとなります。方向性としましては、両計画の策定段階から市と社協で理念や課題認識などを共有して、一体的に取り組む必要がある一方で、市、社協がそれぞれの役割・責任の下で取り組んでいくもので、地域福祉活動計画は社協の自主性を尊重する必要があることから、一体的な検討を進めつつもそれぞれの立場で計画を策定することで、効果的な地域福祉の推進を図ることとしてまとめております。

4点目が、評価の在り方で、市の取組みについては市民アンケート結果などを踏まえた評価とすることとしております。

15ページをご覧ください。

計画のイメージを追加で入れさせていただきました。地域共生社会の実現という大きなテーマに対して、地域生活課題や地域活動の推進にあたっての課題を把握し、共通の基本理念のもと、地域福祉計画では地域の取組みの支援のほか基盤整備や包括的な支援体制の整備を行っていきます。社協の活動計画では、多様な主体との連携や地域住民等による活動などを記載することとしつつ取組み内容について整合、連携を図っていきます。これらの計画に基づきまして、地域において地域福祉活動を行っていただくイメージです。

16ページをご覧ください。

全体の構成の案となります。社協の地域福祉活動計画との一体的な策定ということを踏まえて、「市、社協などの役割の掲載」を追記しています。それ以外には修正はありませんので、説明は割愛させていただきます。

17ページをご覧ください。

現行計画との比較になりますが、修正内容はこちらも同様で、市と社協の役割を掲載することを追記しています。

18ページをご覧ください。

こちらについては修正がありませんので説明は割愛させていただきます。

19ページをご覧ください。

現行区計画の部分についての比較となります。8月の分科会の資料では右側が次期地域福祉計画においても区計画を策定するように受け取られた部分がありましたので、そこが分かるように記載内容を改めたものです。矢印の上側については、掲載する取組みについて、計画には地域の取組みの概要を掲載し、矢印の下側ですが、具体的な取組み事例についてはリーフレット等の形にまとめるイメージをしていることを記載しています。

また、評価については、前回の資料では「評価はしない」としていましたが、評価については推進協議会で自主的に行っていただくことを妨げるものではありませんので、分科会への報告は不要とする、と記載を修正しました。

20ページをご覧ください。

今後のスケジュールは記載のとおりですが、前回資料では、今回の分科会で、骨子案の協議を予定していましたが、修正をしまして、方向性案の協議とさせていただきました。

説明は以上でございます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

○武井委員

今回の骨子案については、各区の推進協議会に事前にお話をされて色々と意見が出たと思いますが、資料の中ではどういった意見がどのくらい出たのかよく分からないので、その辺りはいかがだったのでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

これからご説明させていただく推進協議会もありますが、いただいた意見につきましては、今後、反映できる部分については反映させていくことで考えております。

○武井委員

具体的にどういった意見がどれぐらい出たのでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

今のところ説明をさせていただいて、意見書という形でいただいているのが中央区となります。

○山下会長

個別具体的な意見を踏まえてということではなく、全ての区ではないが、各区推進協議会の意見や、意見書を踏まえてこちらの資料を作成されたということでよろしいでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

中央区の推進協議会から意見書をご提出いただきましたが、今回の資料には反映しておりません。今後、できる範囲で、素案等に反映できる部分があれば反映をしてまいります。今回の資料には、前回の分科会でいただいたご意見と、その後いただいた意見書のご意見をまとめさせていただき、反映させております。各区推進協議会での説明の中でいただいたご意見等は、これから反映させていくことを考えております。

○山下会長

はい、まだ各区推進協議会の意見が盛り込まれてる段階ではないということです。

○武井委員

中央区の推進協議会の場合、非常に熱心な議論があり、たくさんの方から色々な意見が出まして、私が司会をしていましたが、時間で終わりにして、追加の意見は意見書で出していただきました。これでは問題ではないかといった意見が結構多かったと思うので、そういう点も含めて、他の区はどうだったのかということをお聞きしたかったのですが。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

具体的に、例えば、こういった点が問題だといったことはありますか。

○武井委員

中央区の場合はやはり1番目には担い手の問題をどういうふうに考えて対応していったらいいのか、このままでは非常に問題なのではないか、これ以上進めるのは難しいのではないかといった意見が多く出ています。その点ともう1点、評価の考え方についても、非常に多くの意見が出ていますので、他の区ではどうだったのか。やはり私自身もここに書かれた内容を見ると、この後進めていく上で、どうしても担い手をもう少し突っ込んで考えておかないと、先に進まないのではないかと強く感じているところで、各区でもそういった話が出てくるのではないかという気がしていたのでお聞きしたいということと、このままだと担い手不足の対応でなかなか踏み切れないような、それに対してどういうアシストをしようとしてるのかよく見えないところなお聞きしてるんですけど。

○山下会長

仕切り直しますが、今のお話ですと中央区では、この次期地域福祉計画の方向性について事前に事務局から説明があったということですが、各区の推進協議会でも議論されたかどうか、本日出席されている各区の推進協議会の委員長の方にお聞きしないと進行ができませんので、ご意見いただいてよろしいでしょうか。

○岡本委員

別のことによろしいですか。

こちらの地域福祉計画の方向性について、まとめていただいたことに対して大変うれしく思っておりますし、よく分かりました。そこで、要望的なことを最初に申し上げたいと思っております。例えば、令和6年度第3回地域福祉専門部会における意見の概要と対応の方向性の中に、ソーシャルワーカーの役割や重要性を明記すべきではないかとの意見があったとあります。そうすると、その役割や重要性についての事柄は、骨子の中に具体的に明記されるのかということです。

書いてあることは非常によく分かります。分かりますがほとんどは、作成していきますということで、具体性に欠けるのではないかというのが読んで最初の感想でございます。例えば、評価について、評価基準が不明確であることから再検討をするということですが、再検討とは具体的にはどういうことをするのか明示されていないんです。骨子案では、そういうことをきっちり出していっていただければというお願ひになります。例えば、市民によるアンケートをすると書いてあっても、具体的にどういったようにアンケートをするのかと。記述されてる内容は全て分かりますが、具体性がない。その具体性を持って、方向性を決めていただきたいなというが、この地域福祉計画の方向性についての私の感想であり、お願ひでございます。以上です。

○久保田委員

言いたいことがあります。まず社協地区部会の活動の場が、会長宅を事務所とすることが規約上書いてあるんですね。社協の会長の他に自治会長もやっているので、書類が膨大になってしまふんです。きちんと保存しないと次の活動に繋がらないし、まとめるのも困るので、会長宅ではなく事務所をきちんと確保して、活動しやすいようにして欲しい。そうしないとこの地区部会活動は、行き詰まるという感じがあります。それから事務処理をデジタル化して、物価も上がつて高いですが、パソコンやプリンターを使って円滑に処理して活動しやすくしないと若い人が入ってこないということがあります。これからの時代に合った、福祉活動ができやすい、若い人が入りやすい、情報処理が早くてやりやすい、そういった支援体制をこの計画の中に組み込んで欲しいなと思います。それから会員の募集についてですが、大体どこもそうですが、会員が年々減っています。そうしますと資金も減ってしまうので、若い会員を増やすために色々と努力するんですが、やはりそれだけのPRが必要なんです。ホームページを作るなど活動が常に見える形にして、若い人も入りやすいような宣伝方法に切り換えていきます。それから、活動費の請求などの事務処理の進め方を見直すなど、事務の簡素化についても配慮した計画にして欲しいと思います。

○岡本委員

事前に送付された資料と本日の机上配布の資料のどこが修正されたところなのか分からぬのですが。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

基本的には同じですが、何ヶ所か誤字等を修正しております。

○山下会長

黄色いマーカーが変わってるということでいいでしょうか。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

黄色いマーカーは、前回の8月の分科会の資料から変わったところになります。

○眞智委員

先ほどの、事務局より事前に説明があったかどうかについては、稲毛区は次回の推進協議会の会議が2月ですので、まだ説明は受けておりませんので特にお話はありません。

皆さんからご意見が出ていた担い手の問題について、町内自治会の会長を務めているものですから、その立場から申し上げますと、町内自治会の加入率が平均で毎年1ポイントずつ下がっており、全国的にも同じ傾向が出ています。そうしますと、同じように地区部会の加入率も少なくなってするのが現状ではないかと思います。さらに言いますと、町内自治会の会長は1年交代という方がかなり増えていますので、それがさらに引っ張ってるなという印象です。そうしますと、取りまとめといったことをするとなると、なかなかそこまでいかない。例えば社協や避難所にしてもそういう理由でうまくいってないというのが千葉市の現状ではないかと思います。ですからその辺のところをどう解決していくのか、上位組織でやるのがいいのか、個々の単位の中で皆さんが、どうもご苦労してやってるようなところもありますので、そういうやり方を少し考えていかないと、今までの上位組織で全部取りまとめてやるっていうやり方がどこまで通用していくのかなと。先ほど藤田委員もおっしゃってましたけども、やはり育成委員会にしても、PTAにしても活動が低下して、加入率も落ちているのが現状で、若い世代はよりそういった傾向がありますので、そういうことを頭に入れて、検討していかないといけないのかなと思います。

○駒野委員

若葉区は、11月20日に推進協議会が開催され、議題は第5期の計画進捗状況の報告、それから若葉区では独自の方針があるんですけども、その進捗状況の報告がありました。それから事例発表ということで、特異な事例といいますか、役に立つ事例について発表していただいたような形になっております。

私の個人的なところで言いますと、第6期の計画では人材不足がやはり一番大きな課題になっていると思います。毎回同じ話になってしまふんですけども、千葉市の組織ではないんですけども、社協の組織の中に福祉活動推進員がありまして、現在千葉市では470名いらっしゃるそうです。

白井地区でも7名ほどおりまして、地区部会の運営をしてもらっています。役割的には、各組織との調整、打ち合わせの調整・資料作成などです。これは社協の話なので、千葉市の方にお願いするのがどうかとは思うんですけども、できれば説明の中で、もう少し福祉活動推進員という存在に光を当てていただければ嬉しいなと思うんです。

資料2の9ページの地区部会の【考え方イメージ】のところで、福祉活動推進員の記述がありまして、※印の下のところに役割として「エリア内における取組推進の中核」になってやりましょうって書いてあるので、これが推進員の役割に当たるかなと思っています。

その他に、資料2-参考2の2ページ「地域の取組みの推進体制」でも、地区部会が中心になって、例えば民生委員や町内自治会等と連携・調整と一緒にやりなさいって書いてあるんですけど

も、地区部会の運営が福祉活動推進員になる場合があるので、できれば頭のところでですね、「地区部会は福祉活動推進員が中心になって」というような文言にしていただけないとありがたいかなと思います。

福祉活動推進員と民生委員が20人いて地区部会を回しているという地区もあり、各地区によって福祉活動推進員が少ないところと多いところがありますが、そういうことも含めて少し、推進の位置付けをはっきりしていただければありがたいなと思いました。

○山下会長

この地域福祉計画ですが、今まで市と区の計画という関係性は、どちらかというと市が主体的に進めていく形で展開されていましたが、各区の状況が大きく様変わりしてきているよう、各区の推進協議会の委員長さんのご苦労やその状況が明らかになってきたというのが今回の会議の特徴だと思いますので、いただいたご意見等につきまして、ご賛同いただけるところはご賛同いただき、また引き続き検討が必要だったところは、それを明らかにするということが本日の会議の到達点のように見えますが、何かご意見等ござりますか。特に推進協議会の委員長以外のご発言なさっていない方で、ご意見等ありませんか。

僭越ですけれども、資料2をご覧いただきまして、3・4ページについて異論ございますか。よろしいですか。

次の5・6ページは、担い手問題として皆様がご意見された部分で、担い手・担い手組織・グループといった色々な地域福祉の担い手のバリエーションがあり、色々な方々がみんなで参画しているということを期待するのも地域福祉計画ですが、とはいえ、主たる担い手として社協地区部会という組織にはずっと注目しているというところです。ただその地区部会自体が、担い手の問題や継承の問題が出ていていることは共有されていることで、区ごとや地区ごとの特徴が出てきている。さらにその地区部会をどうするのかという議論は社協の地域福祉活動計画で議論されるべきことですから、この分科会での議題ではありませんが、武井委員がおっしゃるように、地区部会をサポートするという仕組みが必要なんじゃないかと、これは真っ当なことですので、どのように地区部会をサポートするかは市レベルの、市としての財源的な問題なのか、それともノウハウ的な問題なのか、ノウハウ的な問題を市がやるのかそれとも社会福祉協議会が民間としてしっかりやっていくのかという、そうしたことが一体的に進めていくという議論につながります。なお、一体的に進めていくということは統合することではなく、一緒になって考えながら進めていくこととした場合、地域福祉活動計画はこの分科会で協議する事項ではありませんが、その民間の実績、ぜひ期待したいところですので、福祉活動推進員さんや地区部会は引き続きどう進めいかれるのか、そこと区計画をどう進めていくのか、今回は市計画と一本化するということで区計画という言い方ではない仕組みになるわけですが、各区の特徴的な取組みをどう表現するかなど、次の分科会で議論されることになろうと思います。5ページと6ページについては特にご異論ないと思いますが、行政計画である地域福祉計画と、2000年の手前から全国社会福祉協議会ほか市町村社協が自らつくり上げようとした住民の地域福祉活動計画とは別々の意味を持ってい

ますので、ここはそのままご了解ください。

7ページと8ページ、福祉活動推進員については、事務局の回答にあるとおり、次期計画作成にあたっても福祉活動推進員のことをしっかりと書いていく。ただ、ここの扱い手も実は減っており、大変なお仕事なのでなりたい人がなかなかいないという実態があるはずなので、あるべき論ではない、肩書がなくても頑張りますといった人も含めて福祉活動を推進する方々と、社会福祉法第4条の社会福祉に関する活動を行う者であるボランティア活動や地域活動などをされる方々と、それはご高齢の方もそうですし、子ども若者もこうしたことにどうやって担っていくかというのを知恵を絞らないと進まないので、これを計画の中にうまく盛り込めるのか、計画の推進を市としてどう図るか、実態としては何かプログラムで盛り込まないと、計画上作っただけではなく、扱い手が増えたためにどれだけの労力といいますか、どれだけの仕組みや事業展開したか、それも行政だけがやるのではなく、住民と社会福祉協議会と市と専門職団体など、できれば社会福祉法人の広域的な使命としてNPOも含めて、色々なところでやっていくという器をどう作るかつていうことにしていくような区もあれば、今までの活動をしっかりと伝統的にやっていこうという区も出てくるでしょうから、ここも地域福祉計画の課題ですし、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を今後策定される際の各区での地域福祉の推進をどうするかといったことを、地域福祉活動計画に盛りめるような、地域福祉活動計画をどう見直していくかについても議論されることになるだろうという示唆を、本日の会議ではいただいたという意味で、この9ページ・10ページは特に差し障りはないと思います。特に、事務局に注目していただきたいのが、10ページの（2）「市計画は各分野別計画におけるいわゆる「上位計画」として、内容を見直すべき」ということについて、千葉市ではバーチャルな仕組みがあると聞いてますけど、福祉関係部局だけではなくて、水道や税など様々な貧困に関連することのニーズが明らかになってくるような部署も含めて、全局的に地域生活課題を発見してサポートに繋がるところまで、市民局や子ども未来局も含めて全て、この地域福祉計画が誰1人取り残さない、ひとりぼっちをつくらないことが重要なものですから、そうした府内連携は、市の対応としては非常に重要な計画事項になるかもしれませんので、ご検討ぜひいただきたいと思います。

11ページ・12ページの評価のあり方は、評価すること自体を否定はしていないことですから、どういった評価がより効果的なのか、市民が参画しながら評価できることは一体何なのか、特に推進協議会の委員長さんをはじめ、納得がいくような評価といったものを丁寧につくっていかないと、数回の分科会だけで解決するような議論ではないのは明らかです。市としては、評価をするために評価するのではなく、市の地域福祉の活動や質の向上に資するための評価だということに立ち戻っていただいて、あまり数量的な評価や書類を提出したことで評価をしたという発想の議事進行にならないように、この分科会自体が、評価の考え方について、やはり市民が生きていることを実感できるような活動に資する評価にしていくといったことを市として打ち出さなければならぬというのは、本日のご議論の中で出たものかと思います。そういう意味では市計画と区計画の分けをなくして一体的に策定する際の課題として、各区の取組みが見えにくくなってしまうのではないかという懸念があります。人口100万人を擁する市で、日常生活圏域といった身近

な圏域の中で生活ができるための計画であり、また市全体の中でサポートを受け、活動ができるという拠点であり、その距離感の短さと、市全体を意識して作っていかなければならない場合の区計画的な区レベルでの議論と、市での盛り込むべき事項の明確化、サービスや事業支援の内容といったものが分かりやすく市民に伝わるように意識していく点は宿題として残されているのかもしれません。

そういう意味では、13ページ・14ページは、本日の委員の皆さんからのご意見をたくさんいただきましたので、事務局で整理していただいて、各区が取組みやすい事業展開や評価については、この場で話し合うのではなく各区推進協議会等で話し合っていくことが重要で、その中で推進協議会の委員長さん同士の協議の場といった意見交換も必要になるかもしれませんし、お互いのいいところを尊重し合って盛り込んでみるとか、実際難しくてできないというところでも少し寄り添いながら、最低限のところをどこまで引っ張っていくのか、市としてのサポート策があり得るのかどうかといった、具体的な検討をしていくのが、本日の区支え合いのまち推進計画の推進状況の資料で区ごとの違いを感じたところです。しっかりとなさってるところもそうですし、今難しいと感じているところにも寄り添いながら、しっかりと地域福祉の推進を図っていくことは地域福祉計画の重要な点ですので、区ごとの違いが出てくることのご指摘も否定できませんけれども、各区が納得して進めていくといった取組みがないままに、市の計画を作るわけにはいきませんから、分科会の回数を増やすわけではありませんが、丁寧に事務局と各区推進協議会、社会福祉協議会もぜひ一緒に関わっていただきながら考えていく、そこにNPOや関与したいといった方々が参画するのであれば、そこをどう考えるかっていうところからスタートするというのも、もしかしたら区においては出ることかもしれませんし、仕事が大変でそんなにできないという方がたくさんいるかもしれませんし、実際の状況をぜひ理解しながら地域福祉を進めていくことになろうかと思います。

15ページの上の図に、「地域住民等による地域福祉活動への参画・実施（地区部会、町内自治会、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、介護福祉施設など）」と記載がありますが、この括弧書きの表記をもう少し考えたほうがいいかもしれません。例えば子どもに関係するNPOの方々や教育関係の方々がここで自分たちだと感じるのかどうか。要るか分かりませんけど、地元の産業とか、就労に関連するセクターとか、そして社会福祉法人といったセクターの重要ないわゆる地域的な広域的な活動する人たちですので、もう少しここを丁寧に書いておくほうがいいのかもしれません。

次期地域福祉計画全体の構成については、17ページの黄色いマーカー部分、IVにあります市社会福祉協議会の役割を掲載していくことや、「現区計画の掲載取組みの共通項」について、居場所づくりや防災と記載がありますが、担い手不足や地域福祉の担い手、あらゆる担い手といったことをしっかりと記載する。みんなでつくっていくということをしていかないと、ご高齢の方がひとり暮らしになって、子どもがひとりぼっちになってといったときに、家族だけではなく、地域社会で私たちが生きていけるんだというメッセージをどう伝えるかが大事です。それに関連して、その手前の相談の入口の仕組みとして、「VI<取組項目3> 重層的・包括的支援体制」、重

層的といった言葉を入れるかどうかは今後議論しながらですね、包括的な支援体制だけで足りるのかどうかとか。重層的支援体制整備事業について国が予算の見直しを始めていて、自治体側が計画策定と予算組みですごく汗をかいてる割には地域があまりうまくいかないような、そんな声が全国から聞こえてきてるので、あまり国の言うことを聞かなくてもいいですから。大事な体制をどう作るのかという「V<取組項目2>市全体の基盤整備」に力を入れてもらって、住民も相談に参画するし、教育関係のボランティアの方も参加するし、青少年の方も活動するし、ひとりぼっちで暮らしているご高齢の方もうちに来たら何か相談乗ってあげる人になれる、そうした人の絆を高めていくことが重層的包括的支援体制には大事です。何よりここに記載することで大事なのが、住民と専門職が協働するということなので、100万人都市ですから、専門職団体、介護支援専門員協会といったところもあるかもしれないですし、介護予防の考えでは作業療法士さんやリハビリの専門職など、色々な専門職と住民が地域で繋がり合ってくるということも含めた、包括的な支援といったものをつくっていくということをここに少し盛り込んでいただくというのが、事務局が説明したかった方向性の案だと認識しています。

そういう意味では、19・20ページが第6期地域福祉計画における対応となってますが、この評価について取り残されたというか、十分に議論できなかったところなんですが、評価は本当に大変なことなので、私も少し専門でかじっていますけれど、ほぼ合意形成できる評価の仕組みはない。私はどちらかというと現実主義者なので、アウトカム的な評価が大事なことと、それから取り組むことができているかを確かめるプロセス評価が大事なんですね。アウトカム評価というのは、各区の実情が違うので、成果だけ評価をしてもきちんとした評価にならないんですよね。それから社会福祉のトレンドはプロセス評価なので、課題を明確にして、その課題にきちんと取り組むことができたかどうかってことを自己評価し、こうした分科会や別の仕組みでしっかりとそれができてるかをサポーティブに承認して、難しい場合はこういったやり方があるというところまで説明することが市民活動・地域福祉活動の評価なので、本日の一番重要な指摘は、区支え合いのまち推進計画の推進状況で、各区の総括表において、今年度の振り返りをしっかりとし直さって、今後の課題と方針を明確にされたところです。これが第6期の地域福祉計画でしっかりと市がサポートしたり、各区で自主的に取り組むということが、明確に表示されているかどうかが、千葉市民への私たちの役目になると思いますので、ぜひ推進協議会の委員長さん本日いらっしゃっていますので、総括表による今年度の振り返りを各委員の方としっかりと共有していただいたり、委員の方以外の声をどうやって聞くことができるのかも含めて少しご検討いただいて、今後の課題と方針については、特に社会福祉協議会の活動やその他、各区で取組みをされてる方々の意見を聞くことで一緒につき合っていくということになりますので、協働する体制をぜひ作りたい、これが第6期の事務局のご提案になっています。

このことについて、ご意見があれば最後、武井委員いかがでしょうか。

○武井委員

会長がまとめていただいたことで概ねいいと思うのですが、見直した案を基に作った計画が、

実際に成果に結びついていくかどうかを考えたときに、最大の問題である担い手の問題は、地区部会をどのようにもっと強化するのかといったことにつながりますが、例えば4ページに地区部会の支援について記載されていますが、例えば活動拠点についても何も触れられていません。一時期、学校の空き教室を全面的に開放するという案がありましたが、駄目になり、現実的には動いていない。別件ですが、資産経営課が、やっと見つけた活動拠点を代替もなく潰すということを全然考慮がないんです。府内で全然伝わっていないところがあり、その辺りをもう少し前に進めないと、また成果が上がらないのではないかと非常に心配されますので、地域福祉計画の中にその辺りももう少し入れてもらえればと感じます。

○山下会長

非常に重要なご意見だと思います。先ほど府内連携と申しましたけれど、各セクションの縦割りが役所の文化を作ってきており、それを否定するわけではありませんが、地域福祉計画は横串を刺していくかいけないとか、有効に活用していく資源を見出して使っていこうといった一方、目的外使用になっていいのかとか、色々なハードルを越えていかなければいけないことがたくさんありますけれども、だんだんと国の政策も丸ごとの仕組みを作ろうと始まっているところです。

本日は植草議員いらっしゃいますけど、何かお話ありますか。

○植草議員

ありません。

○山下会長

ぜひいろいろな角度から、このことは注目すべきことだと思います。

今回の提案について課題が残ってはおりますが、この方向性でご了承いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、どうもありがとうございました。

多数の方のご了承をいただいて終了することができましたが、少数の方の色々なご意見も尊重すべきことであることは重々認識させていただきまして、今後修正が若干あった場合は私と事務局とで協議させていただいて、次の分科会に臨んでいくということにいたします。

ありがとうございました。

(4) その他

○山下会長

ありがとうございました。

続きまして、次第の4「その他」に移りたいと存じます。

事務局から何かございますか。

○事務局

ありません。

○山下会長

他には何かございますか。

ないようでしたら、ここで事務局に進行をお返しします。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

臨時委員の皆様におかれましては、ここで終了となります。お疲れ様でした。

なお、配付しております地域福祉計画、地域福祉活動計画の冊子につきましては、休憩時間中に回収させていただきますので、机上に置いたままでお願いいいたします。

それでは15時25分から、後半の議題に入らせていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

—第2部—

（5）挨拶

○事務局（保護課・林主査）

お待たせいたしました。

これより司会を務めさせていただきます保護課の林と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事の再開にあたり、改めて、会議の成立について、ご報告させていただきます。千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、委員総数14人のうち10人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますようお願いいたします。

それでは再開に当たりまして、千葉市保健福祉局次長の横田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（横田次長）

千葉市保健福祉局次長の横田でございます。

委員の皆様方におかれましては、先ほども長時間にわたり議論いただきましてお疲れのところ申しわけございませんが、「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画」の原案に

について、審議していただければと思っております。

本市では平成 19 年に「ホームレスの自立の支援等に関する指針」を策定し、平成 23 年に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しました。

そして現在は、令和 3 年に作成した「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第 3 次実施計画」に基づきまして取り組みを進めているところでございます。

本市のホームレスの数につきましては、平成 14 年の 126 人をピークに減少し始め、平成 26 年以降は、30 人台で推移しているところでございます。

今現在の動向としましては、高齢化の進展、路上生活期間の長期化ということもありますので、そういった背景も踏まえ、今回ご審議いただければと思っております。本計画については、従来の計画の取り組みを継承するとともに、国の指針の改正もございましたので、そういった内容を踏まえながら、作成させていただきました。

委員の皆様方におかれましてそれぞれの専門的な立場の方からのご意見をいただきまして、ご審議いただければと思います。以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

（6）議題

千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第 4 次実施計画の原案について

○事務局（保護課・林主査）

それでは次第の 6 「議題」に入らせていただきます。

引き続き山下会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○山下会長

それでは、次第の 6 議題「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第 4 次実施計画の原案について」に入らせていただきたいと存じます。事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局（保護課・夏目補佐）

それでは、私より説明させていただきます。

まず初めに、資料 3-1 「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第 4 次実施計画について」をご覧ください。

まずは、趣旨について説明します。

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、国が基本方針を策定しております。

その基本方針を受け、本市においても、生活困窮者自立支援法の改正や、国が基本方針の改正等を踏まえ、本市のホームレス等の自立をより一層推進するため、具体的な行動計画を策定するという主旨により、第 4 次実施計画の原案を作成いたしました。

本市のホームレス数の推移のグラフをご覧ください。平成 14 年度の 126 人をピークに減少し、令和 7 年 1 月時点では 32 人となっております。近年は 30 人台で推移しており、ホームレス生活を余儀なくされていらっしゃる方が一定数存在するということと、こういった生活を強いられて

いる方が長期化しているという課題があると、市では考えております。

それらを受けまして、第4次実施計画の概要として、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する「予防に向けた支援」、ホームレスに対する「早期発見に向けた支援」や「自立に向けた包括的な支援」を実施するほか、ホームレス生活を脱却し、再びホームレス状態等に陥ることがないよう継続的な支援を必要とする方に対して、「自立生活を継続するための支援」を支援の柱とし、ホームレス状態等に陥らないための社会の創出に向けた支援を行っていくための計画にしたいと考えております。

第4次実施計画に新たに追加した項目は2点ございます。

1点目は「居住に関する支援の連携構築」についてです。

こちらについては、生活困窮者自立支援法の改正の中でもポイントになっているものでございます。自立相談支援機関と、居住支援協議会や居住支援法人等が連携し、安定した住まいの確保に向けて、居住サポート住宅などの民間賃貸住宅の情報提供を行うことや、その後の安定した暮らしが継続できるように、住まいの様々な相談等に連携して対応していくというものでございます。

2つ目は、道路や河川といった施設管理者と、我々の福祉部門との連携体制を、改めて認識できるようにホームレスの対応フローを明記させていただきます。

最後に計画期間についてです。

本計画は、令和8年度からにさせていただいておりますが、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が令和9年8月で失効する見込みとなっております。

そのため、特別措置法が失効した場合については、「千葉市貧困対策アクションプラン」等への統合も踏まえて検討して参りたいと考えております。

説明は以上です。

○山下会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、発言をお願いします。

○武井委員

「早期発見に向けた支援」というのがありますが、これによると地域の方にも早期発見の役割があるかと思いますが、このことを地域にもっとPRする必要があると思います。計画原案本文の24ページにも地域の役割の記載がありますが、地域でそういう認識を持っている方が少ないと思います。町内自治会長の集まりなどで周知していただければ地域の認識も変わるかと思いますので、周知について考えていただければと思います。

また、ホームレス数が30人台で推移しており、最終的には0になるのを目標にしているのだと思いますが、実際にここから減らない理由はどのようなところにあるとお考えですか。

○山下会長

事務局お願いします。

○事務局（保護課・夏目補佐）

ご質問ありがとうございます。

まず1点目の「早期発見に向けた支援」でございますが、おっしゃる通り我々としても、地域の方が早期発見したときの対応や、そういう方がいらっしゃるということも踏まえて、地域の方にどのような行動をお願いしていくのかといった周知は、今後も必要だと考えております。

特に、民生委員児童委員の方々に対しては、地域で活動していただくというところが非常に多いと思いますので、研修などの機会を捉えて、周知させていただきたいと考えております。

2点目についてですが、ホームレスが0になるのを理想と考えておりますが、ホームレスの中には、現状の生活を維持することを希望している方が少なからずいらっしゃるというのが現実です。ですので、ホームレス巡回相談員も日々巡回をしてご本人様の意向を伺っておりますので、ご本人様の希望に沿った支援をしていきたいと考えております。

○山下会長

他はいかがでしょうか。

○井上委員

私は民間支援団体の一員として、月に1回、第4土曜日の午後5時から、千葉駅周辺のホームレスの方と、千葉中央公園に集まる生活困窮者の方たちに、豚汁やご飯の炊き出しをして、支援をしております。

千葉駅にいるホームレスはもう7、8年その生活を続けていらっしゃり、中央公園近くの公園で生活している女性もホームレス生活は長いです。

私はホームレス巡回相談員という方がいらっしゃるということを知らないで、何人そういう方がいらっしゃるのか教えてください。また、民間支援団体とホームレス巡回相談員との連携ができたらいいと感じていますが、いかがでしょうか。

○事務局（保護課・夏目補佐）

ありがとうございます。

まず、ホームレス巡回相談員ですが、保護課に2名配置させていただいております。ホームレスとは順次、巡回で相談をさせていただいており、週2回から3回程度お会いして面談ができるというふうに認識しております。

また、民間支援団体との連携ですが、我々も連携というのが、今後支援をしていく上で一番重要なキーワードだというふうに考えておりますので、ホームレス巡回相談員だけではなく、各区に設置しております生活自立・仕事相談センターでも、ホームレスの支援をさせていただいておりますので、そういったところも合わせて連携をとらせていただければと考えております。

○井上委員

現状、ホームレス巡回相談員が面接をしても、本人が現状維持を希望する場合には、どうすることもできないということで、そういった方を強引に移動させるわけにもいかないでしょうが、

どのように対処されるのでしょうか。

○事務局（保護課・夏目補佐）

保護課としても、寒い時期や台風などの災害時などには、ホームレスの方がどのように生活するのか心配しているところでございます。ただ、ご本人の意思によらない施設入所などは行えませんので、ご本人と逐次面接をさせていただきながら、いろいろな福祉施策をご紹介して、ご本人が利用したいという要望があった機会をとらえ、支援を重点的に行っていくというような取組をさせていただいている状況でございます。

○山下会長

ありがとうございました。

ホームレス数は2000年のころにピークに達しており、その後「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、それから25年ほどが経ち、ホームレス数は減っていっています。ただ、いわゆる「ハウスレス」といいますか、安心してそこに住むことができない状況の方は潜在的に多くいらっしゃいます。

この実施計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく計画ということで、こういう作りになっておりますが、千葉市の中で安心して家に暮らすことができない方、ネットカフェなど24時間営業の店舗に寝泊まりしている方は10代、20代の若年層もきっといるはずで、千葉市にいるのか、新宿に向かっているのか、津田沼にいるのか、そういうことも含めて、市レベルでの実施計画の限界性が、現状のホームレス数から見えてきてしまっています。ですので、この100万人人口の中の「ハウスレス」の人の生活困窮の課題を、この実施計画でいくのか、「貧困対策アクションプラン」でいくのか考える必要があると思います。また、「貧困対策アクションプラン」も、普段活動してくださっている市民などを交えた形でしっかりと作っていくということをしていかないと、先ほど武井委員からご指摘のあったように、早期発見するにも市民が協力する仕方が分からないといったことになると思います。

そして、一番大事なことは、雨風しのいで、1泊でもそこに宿泊できる施設が本当は必要で、実はそれが、生活保護や生活困窮者自立支援法の手前のところの、一番の社会保障ではないかと国の中でも言っていたりします。

そういうことも、行政がやるよりも教会やお寺などのボランタリーセクターがお金を出し合い、雨風しのぐ場所を提供し、そこで温かい食事を提供し、相談を行うことができる必要があると考えます。

そして、救護施設や養護老人ホームなど、制度上の居住を確保するとなつたら、2、3日で出て行ってしまうケースも多々あり、先ほど事務局からご本人の意向とありましたが、いわゆるルールのある集団生活には馴染まない方がおり、そういう方がホームレスに戻ってしまうケースもあります。その中には刑務所に入ってしまうという選択をされる方もおり、「家」といったものに愛着のないままずっと暮らしてきている方もおります。そういう方たちに、どのように私たちが市民として関わるか、専門職として関わるかという問題がありますが、専門職の方もいくらく関係を作つても、難しい状況がある中で、ホームレス巡回相談員がホームレスの方に丁寧に関わり続けているというのが実態かと思います。

そういう関係を大切にしつつ、民間の支援団体との連携というのは、市レベルの取組のところで、行政と民間団体との連携を具体的に進めていくということを盛り込んだプランにしていかないといけないと思います。

市民と行政とが一緒になって福祉の課題が解決するように見えていくのが、良い姿の福祉だと思います。武井委員からお話があった「市民が早期発見において、どういった役割を果たせるか」という指摘は、市民が頑張っているが、路上に何年もいて、このままだと亡くなってしまうという人には、行政は措置という仕組みがあるので、その人の自由だからといって、路上に放っておかないで、病院に搬送するケースもあるはずです。そうした人の命を大事にする支援をしていかないといけないと思います。

今回はこの実施計画を、ご提案のとおりで皆さんのご了承をいただけそうですが、まだ宿題はたくさんあり、子どもの問題をちゃんと考えなくてはいけないし、家がない人の問題もしっかりと取り組まなくてはいけません。

藤田委員はご意見いかがでしょうか。

○藤田委員

ホームレス数が32人と聞いたら、少ないと感じましたが、実際にはネットカフェで暮らしている方など、この数字には表れない方もいらっしゃって、それはまた別の課題として注視していく必要があると感じました。

○山下会長

高齢問題とホームレスの関係で野口委員はご意見いかがでしょうか。

○野口委員

私の立場で言えば、現状は市を通して来たケースの対応しかできていないので、こういった現状を知っておくことで、ホームレスの方のお話が来たときに積極的に協力できるのかなと感じながらお話を伺っておりました。

○山下会長

養護老人ホームの措置というのは、しっかり市として役割を果たしていかないといけません。ご高齢で低所得で精神的に課題がある方についての住居の支援は、社会福祉法人等の養護老人ホームの仕組みも措置でありますから、ご本人の意向も十分に取れないかもしれません、とりあえず入居して、雨風しのぐことができるので、入居すればそこで人との関係が育まれる可能性もあります。社会福祉の人間関係の可能性を追求することが大事です。

ホームレス支援においての自立支援というのは、一人で何でもできるようになってほしいというわけではなく、私たちの力をうまく活用しながら自立してほしいということを職員も理解していく必要があると思います。

清水委員はご意見いかがでしょうか。

○清水委員

先ほど民生委員児童委員への研修の話が出ましたが、ぜひそういった機会で周知いただければと思います。

また、稲毛区の民生委員から聞いたお話ですが、実際に稲毛区の公園にホームレスがいて、関係機関が連携して住居に住めるようにしましたが、結局は元にいた公園に戻ってきましたそうです。

先ほどホームレスご本人の意思に基づいて支援を行うというお話がありました。私たちはホームレスはいけないものだと考えがちですが、ホームレスの方でも何かがあったときには、誰かに助けを求められる体制ができていれば、そういう生活も認めていかなければいけないのではないかとふと考えた次第です。

○山下会長

人間関係が途切れた人がホームレスになっているので、ホームレス内で人間関係がちゃんと育まれていれば、まだいいのでしょうか、本当に独りぼっちになるかどうかは、最後は私たちのおせつかい度になるかもしれませんですね。

伊藤（文）委員はご意見いかがでしょうか。

○伊藤（文）委員

ホームレスの人数が32名ということで、非常に少ないという意見もありますが、予備軍を入れたらもっと伸びていくのではないかという社会情勢かと感じています。

現状いるホームレスは生活保護の受給を拒否されている方や、現状の生活を希望している方などで、ホームレス巡回相談員も苦労しながら支援をしているのかと思いますが、いろいろな機関も含めて、相談があった場合には連携を取りながら、できるだけその人の幸せや健康面に配慮した支援ができればいいと感じました。

○山下会長

ありがとうございました。

高梨委員はご意見いかがでしょうか。

○高梨委員

ホームレスという生活が生き方の選択肢の一つというように考えると、ご本人の意思の尊重と生活環境、人としての生き方というところとをどのようにすみ分けをして考えていったらいいかをすごく感じております。

私のほうに、生活保護の方で、年金を全部預けて住んでいる無料低額宿泊所の方から相談がありました。

私もホームレス数が32名と聞いて都市の人口からすると少ないと感じていましたが、千葉市では、年金を預けて、住む場所だけ提供されている方が多いですね。

私どもに相談に来られるのは、そこで障害になられて、本人はより質の高いサービスを受けたいと思っても、障害に対する理解がないので、生活がしづらくなつて転居したいがなかなか転居させてもらえないというものです。

先日も歩行訓練を受けたいという希望者がおり、その方のところへ行きましたが、その施設長が、外部からの専門職は一切受け入れないということで、私どもは門前払いされました。千葉市はそういう施設の存在があって、ホームレスにならなくて済んでいるというという側面もあり、そういう施設もなくてはならない存在なんだと、少し複雑な気分でおります。

○山下会長

ありがとうございました。

初芝委員はいかがでしょうか。

○初芝委員

我々、社会福祉協議会はいくつかの区で生活自立・仕事相談センターを受託しております。先ほどからお話を伺っていて、ご本人の意思でホームレスとなっている方には、ホームレス巡回相談員が個別にお話しを伺って対応してらっしゃると思いますが、ご本人のいろいろな考えがあって、非常に難しいところだと感じております。

しかし、今後新たにホームレスになることを防がないといけない、望まないホームレスの方が増えないように対応していかなくてはいけない。

社会福祉協議会では、コロナ特例貸付の返済が滞っている方の相談を受けており、新型コロナウイルスの影響がまだ強く残っていると認識しております。

なので、生活に困窮している方、もしかするとホームレスになりかねない方への支援を、地域でご活躍されている方のお話を聞きながら、アウトリーチをして、未然に防ぐ必要があると考えております。

32人のホームレスがこれ以上増えていかないように力をいれていかなくてはいけないと考えております。

○山下会長

植草委員はご意見いかがでしょうか。

○植草委員

実施計画に関するることは、先ほど山下会長にまとめていただいた通りでいいと思います。

私はプチ家出やト一横キッズに近い状態の子どもが千葉にもいらっしゃるのではないかと思っています。

私の事務所の下にコインランドリーがあるのですが、たまに夜にだけいらっしゃる若者がおります。

また、ホームレスではないですが、家を持たずに、終夜営業店舗等からシャワーだけ浴びてそこから仕事に行くような方たちもおり、そういう方たちもホームレス予備軍ではないかと思っております。

こういった方たちにどのような手助けができるかというのが、これから課題になってくると思います。

ホームレスが32名いるとのお話がありましたが、この方たちは選んでこの生活をされているの

ではないかと思いますので、支援も、温かい目で見守るような形の支援になってしまふのではないかと思います。

○山下会長

皆様ご意見、ご質問ありがとうございます。

今後、この実施計画と貧困対策アクションプランは、丁寧に千葉市の状況を見ていく必要があるかと思います。

この実施計画は、ご提案のとおりでよろしいでしょうか

○各委員

一同了承。

(7) その他

○山下会長

ありがとうございました。

続きまして、次第の7「その他」に移りたいと存じます。

事務局から何かございますか。

○事務局

ありません。

○山下会長

他には何かございますか。

ないようでしたら、ここで事務局に進行をお返しします。

(8) 閉会

○事務局（保護課・林主査）

山下会長、ありがとうございました。最後に、事務局から4点ほど連絡事項がございます。

1点目は、本日の委員報酬について、でございます。12月下旬頃に、ご指定の口座にお振込させていただく予定です。千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目は、会議録の取扱いについて、でございます。

本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録として確定し、市ホームページ等で公開いたします。

3点目は、今後の分科会の日程について、でございます。

今年度は、残り1回の開催を予定しており、3月下旬頃を予定しております。詳細な日程につきましては、決まり次第、通知をお送りさせていただく予定ですので、引き続きよろしくお願ひいたします。

最後に、駐車券について、でございます。駐車券をお持ちの方で、まだ事務局にて無料化の処理をされていない方は、事務局までお声がけください。

事務局からの連絡は以上となります。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。